

審査事務規程の一部改正について（第37次改正）

1. 改正概要

（1）自動車の検査等関係

- ① 並行輸入自動車の事前審査書面の技術基準等適合証明書のうち、電子署名されたものの提出方法及び取扱いの明確化 [別添3]
- ② その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

（2）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

2. 関係する省令等

今回は該当なし

3. 施行日

令和3年7月1日

（ただし、1.(1)①については、令和3年6月30日の施行とする。）

新	旧																																																														
独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程	独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程																																																														
目次 (略)	目次 (略)																																																														
<p>第1章 1-1~1-2 (略) 1-3 用語の定義 この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>用語</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あ</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器</td> <td><u>自動車の燃料装置用として圧縮天然ガスを充填するための容器をいう。</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>え</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>液化天然ガス自動車燃料装置用容器</td> <td><u>自動車の燃料装置用として液化天然ガスを充填するための容器をいう。</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>1-3-1 (略) 1-4~1-6 (略) 第2章~第8章 (略) 第9章 テスト等による機能維持確認 9-1~9-6 (略) 9-7 自動車から排出される排出物の光吸収係数又は黒煙による汚染度 (オパシメータ又は黒煙測定器) (1) 次表に掲げる自動車は、原動機を無負荷運転した後、原動機を無負荷のままに急速に加速ペダルを一杯に踏み込んだ場合において、加速ペダルを踏み込み始めた時から発生する排気管から大気中に排出される排出物の別添11「無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法」に規定する方法により測定した光吸収係数又は別添12「無負荷急加速黒煙の測定方法」に規定する方法により測定した黒煙による汚染度の測定値が、次の①から⑮までの自動車の種類に応じ、いずれかに規定する光吸収係数又は黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものであること。 ①~⑭ (略) <u>⑮ 定格出力が130kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規</th> <th>識別</th> <th>適用日</th> <th>規制値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	分類	用語	内容	あ	(略)	(略)		圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器	<u>自動車の燃料装置用として圧縮天然ガスを充填するための容器をいう。</u>		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	え	(略)	(略)		液化天然ガス自動車燃料装置用容器	<u>自動車の燃料装置用として液化天然ガスを充填するための容器をいう。</u>		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	規	識別	適用日	規制値					<p>第1章 1-1~1-2 (略) 1-3 用語の定義 この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>用語</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あ</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器</td> <td><u>圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器のうち容器保安規則第2条第12号の圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器とされるものをいう。</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>え</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>1-3-1 (略) 1-4~1-6 (略) 第2章~第8章 (略) 第9章 テスト等による機能維持確認 9-1~9-6 (略) 9-7 自動車から排出される排出物の光吸収係数又は黒煙による汚染度 (オパシメータ又は黒煙測定器) (1) 次表に掲げる自動車は、原動機を無負荷運転した後、原動機を無負荷のままに急速に加速ペダルを一杯に踏み込んだ場合において、加速ペダルを踏み込み始めた時から発生する排気管から大気中に排出される排出物の別添11「無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法」に規定する方法により測定した光吸収係数又は別添12「無負荷急加速黒煙の測定方法」に規定する方法により測定した黒煙による汚染度の測定値が、次の①から⑮までの自動車の種類に応じ、いずれかに規定する光吸収係数又は黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものであること。 ①~⑭ (略) <u>(新設)</u></p>	分類	用語	内容	あ	(略)	(略)		圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器	<u>圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器のうち容器保安規則第2条第12号の圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器とされるものをいう。</u>		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	え	(略)	(略)		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
分類	用語	内容																																																													
あ	(略)	(略)																																																													
	圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器	<u>自動車の燃料装置用として圧縮天然ガスを充填するための容器をいう。</u>																																																													
	(略)	(略)																																																													
(略)	(略)	(略)																																																													
え	(略)	(略)																																																													
	液化天然ガス自動車燃料装置用容器	<u>自動車の燃料装置用として液化天然ガスを充填するための容器をいう。</u>																																																													
	(略)	(略)																																																													
(略)	(略)	(略)																																																													
規	識別	適用日	規制値																																																												
分類	用語	内容																																																													
あ	(略)	(略)																																																													
	圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器	<u>圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器のうち容器保安規則第2条第12号の圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器とされるものをいう。</u>																																																													
	(略)	(略)																																																													
(略)	(略)	(略)																																																													
え	(略)	(略)																																																													
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																																																													
	(略)	(略)																																																													
(略)	(略)	(略)																																																													

新							旧
制 の 呼 び	記号	国産車		輸入自動車	光吸収係 数 (m ⁻¹)	黒煙汚染 度 (%)	
		新規生産車	継続生産車 他				
二	二	H18.9.30以 前	H20.8.31以 前	H20.8.31以 前	二	なし	
H18	JCS, JDS, JMS	H18.10.1	H20.9.1	H20.9.1	二 (0.80)	25	
H23	UCS, UDS, UMS	H23.10.1	H25.4.1	H25.4.1	※1		
H26	YCS, YDS, YMS	H26.10.1	H28.9.1	H28.9.1	0.50 ※2	二	

※1 括弧内はスクリーニング値を示す。黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数がこの値を超えないときは、黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものとみなす。

※2 新たに運行の用に供しようとする大型特殊自動車（7-58-1-2（4）を適用するものを除く。）については適用しない。

9-8～9-14（略）

第10章～第12章（略）
別表1～別表9（略）
様式1～様式15（略）
別添1～別添2（略）

別添3（4-14関係）

並行輸入自動車審査要領

1.～2.（略）
3. 届出書等
3.1.（略）
3.2. 届出書等の提出方法
（1）～（3）（略）
（4）届出書等のうち6.12.1.（1）③の技術基準等適合証明書については、電子署名が付与された電磁的記録に限り、電子メールにより本部へ送信するものとし、事務所等へは当該書面の写しを提出するものとする。

4.～5.（略）
6. 書面審査
並行輸入自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則及び次に掲げる

(新設)

(新設)

9-8～9-14（略）

第10章～第12章（略）
別表1～別表9（略）
様式1～様式15（略）
別添1～別添2（略）

別添3（4-14関係）

並行輸入自動車審査要領

1.～2.（略）
3. 届出書等
3.1.（略）
3.2. 届出書等の提出方法
（1）～（3）（略）
(新設)

4.～5.（略）
6. 書面審査
並行輸入自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則及び次に掲げる

新	旧
<p>規定に基づき審査するものとする。 この場合において、届出者に対して補正指示を行った際は、補正指示記録表（第 14 号様式）に記録するものとする。 なお、様式については、必要に応じ項目を追加することができる。</p> <p>6.1. ～6.8. (略)</p> <p>6.9. 原動機等に関する資料</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれに定める資料を省略することができる。</p> <p>① 「指定自動車等と関連」に区分される並行輸入自動車であって、搭載されている原動機等の (1) <u>又は (2)</u> に掲げる項目が、該当する指定自動車等と同一である場合には、同一である項目に関する資料</p> <p>② 総排気量が表示されているプレート又は鋳造浮出しを現車審査の際に確認できる場合には、総排気量の資料 <u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>6.10. ～6.11. (略)</p> <p>6.12. 技術基準等への適合性を証する書面</p> <p>6.12.1. (略)</p> <p>6.12.2. 技術基準等適合証明書</p> <p>(1) 技術基準等適合証明書は、全ての箇所 (FAX 番号、E メールはどちらかの記載でも可) に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されている原本であること。 <u>ただし、3.2.(4)の規定により事務所等へ提出された写しについては、署名欄へ電子署名が付与された旨記載することで、原本に代えることができる。</u> なお、様式については第 5 号様式に準ずるものでもよい。</p> <p>(2) 複数の並行輸入自動車の記載がある技術基準等適合証明書 <u>(3.2.(4)の規定により本部へ提出されたものを除く。)</u> にあつては、次の手順により処理することとし、返付した技術基準等適合証明書の写しに届出者が印鑑を押印したものをもって、原本に代えることができる。</p> <p>①～② (略)</p> <p>(3) ～ (4) (略)</p> <p>6.12.3. ～6.12.6. (略)</p> <p>6.13. ～6.17. (略)</p> <p>7. ～9. (略)</p> <p>別表第 1～別表第 3 (略) 第 1 号様式～第 5 号様式 (略)</p>	<p>規定に基づき審査するものとする。 この場合において、届出者に対して補正指示を行った際は、補正指示記録表（第 14 号様式）に記録するものとする。 なお、様式については、必要に応じ項目を追加することができる。</p> <p>6.1. ～6.8. (略)</p> <p>6.9. 原動機等に関する資料</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれに定める資料を省略することができる。</p> <p>① 「指定自動車等と関連」に区分される並行輸入自動車であって、搭載されている原動機等の (1) <u>から (3)</u> に掲げる項目が、該当する指定自動車等と同一である場合には、同一である項目に関する資料</p> <p>② 総排気量が表示されているプレート又は鋳造浮出しを現車審査の際に確認できる場合には、総排気量の資料</p> <p>③ <u>減速比が表示されているディファレンシャル・ケース附近のプレート又は刻印等を現車審査の際に確認できる場合には、減速比の資料</u></p> <p>④ <u>当該二輪自動車等の排出ガス試験結果成績表に記載された車両クラスが「サブクラス 3-2」となっている場合には、最高速度の資料</u></p> <p>6.10. ～6.11. (略)</p> <p>6.12. 技術基準等への適合性を証する書面</p> <p>6.12.1. (略)</p> <p>6.12.2. 技術基準等適合証明書</p> <p>(1) 技術基準等適合証明書は、全ての箇所 (FAX 番号、E メールはどちらかの記載でも可) に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されている原本であること。</p> <p>なお、様式については第 5 号様式に準ずるものでもよい。</p> <p>(2) 複数の並行輸入自動車の記載がある技術基準等適合証明書にあつては、次の手順により処理することとし、返付した技術基準等適合証明書の写しに届出者が印鑑を押印したものをもって、原本に代えることができる。</p> <p>①～② (略)</p> <p>(3) ～ (4) (略)</p> <p>6.12.3. ～6.12.6. (略)</p> <p>6.13. ～6.17. (略)</p> <p>7. ～9. (略)</p> <p>別表第 1～別表第 3 (略) 第 1 号様式～第 5 号様式 (略)</p>

新

第 6 号様式（別添 3 の 6.12.5. 関係） 1 / 2
 _____ 年 _____ 月 _____ 日

技術基準等宣言書

(略)

1. (略)

2. 技術基準等の適合性を証する書面等
 1. の自動車に適用される保安基準で定める技術的要件について、下表の該当する書面等にレ点（複数ある場合は複数）を付した書面等を技術基準等への適合性を証する書面等とし、保安基準で定める技術的要件が適用されない場合は、該当なしにレ点を付します。

保安基準	技術基準等の適合性を証する書面等
(略)	(略)
第 11 条 かじ取装置	<input type="checkbox"/> 試験成績書 <input type="checkbox"/> 適合証明書 <input type="checkbox"/> 認定証 <input type="checkbox"/> 適合説明書 <input type="checkbox"/> COC <input type="checkbox"/> WVTA <input type="checkbox"/> ㊟マーク <input type="checkbox"/> FMVSS <input type="checkbox"/> CMVSS <input type="checkbox"/> 非破壊 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 該当なし
(略)	(略)

3. 技術基準等の適合性を証する書面に関する宣言
 (1) 本書面（添付書面を含む。）は、道路運送車両法施行規則第 36 条第 14 項又は同規則第 42 条第 1 項に定める書面であり、虚偽記載等記載内容に相違はありません。
 (2) ～ (3) (略)

(略)

第 7 号様式（別添 3 の 6.12. 関係） _____ 年 _____ 月 _____ 日

ラベル貼付者確認書

(略)

1. (略)

2. ラベルの種類：

旧

第 6 号様式（別添 3 の 6.12.5. 関係） 1 / 2
 _____ 年 _____ 月 _____ 日

技術基準等宣言書

(略)

1. (略)

2. 技術基準等の適合性を証する書面等
 1. の自動車に適用される保安基準で定める技術的要件について、下表の該当する書面等にレ点（複数ある場合は複数）を付した書面等を技術基準等への適合性を証する書面等とし、保安基準で定める技術的要件が適用されない場合は、該当なしにレ点を付します。

保安基準	技術基準等の適合性を証する書面等
(略)	(略)
第 11 条 かじ取装置	<input type="checkbox"/> 試験成績書 <input type="checkbox"/> 適合証明書 <input type="checkbox"/> 認定証 <input type="checkbox"/> 適合説明書 <input type="checkbox"/> COC <input type="checkbox"/> WVTA <input type="checkbox"/> ㊟マーク <input type="checkbox"/> FMVSS <input type="checkbox"/> CMVSS <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 該当なし
(略)	(略)

3. 技術基準等の適合性を証する書面に関する宣言
 (1) 本書面（添付書面を含む。）は、道路運送車両法施行規則第 36 条第 12 項又は同規則第 42 条第 1 項に定める書面であり、虚偽記載等記載内容に相違はありません。
 (2) ～ (3) (略)

(略)

第 7 号様式（別添 3 の 6.12. 関係） _____ 年 _____ 月 _____ 日

ラベル貼付者確認書

(略)

1. (略)

2. ラベルの種類：

新	旧																																																												
<input type="checkbox"/> WVTA <input type="checkbox"/> FMVSS <input type="checkbox"/> CMVSS	<u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>																																																												
3.～4. (略)	3.～4. (略)																																																												
(略)	(略)																																																												
(略)	(略)																																																												
第8号様式～第11号様式 (略)	第8号様式～第11号様式 (略)																																																												
別紙	別紙																																																												
車両諸元概要表の記載要領	車両諸元概要表の記載要領																																																												
1. 記載項目に記載が必要な自動車の適用 次表の区分毎に定める記載項目について記載すること。	1. 記載項目に記載が必要な自動車の適用 次表の区分毎に定める記載項目について記載すること。																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>乗用</th> <th>貨物及び乗合</th> <th>二輪等</th> <th>大特</th> <th>被牽引</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>記載項目</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>盗難防止装置</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> 備考 (1)～(3) (略)	区分	乗用	貨物及び乗合	二輪等	大特	被牽引	記載項目						(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	盗難防止装置	(略)	(略)	△	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>乗用</th> <th>貨物及び乗合</th> <th>二輪等</th> <th>大特</th> <th>被牽引</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>記載項目</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>盗難防止装置</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td style="text-align: center;">=</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> 備考 (1)～(3) (略)	区分	乗用	貨物及び乗合	二輪等	大特	被牽引	記載項目						(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	盗難防止装置	(略)	(略)	=	(略)														
区分	乗用	貨物及び乗合	二輪等	大特	被牽引																																																								
記載項目																																																													
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																								
盗難防止装置	(略)	(略)	△	(略)	(略)																																																								
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																								
区分	乗用	貨物及び乗合	二輪等	大特	被牽引																																																								
記載項目																																																													
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																								
盗難防止装置	(略)	(略)	=	(略)	(略)																																																								
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																								
2. (略)	2. (略)																																																												
別添4～別添16 (略)	別添4～別添16 (略)																																																												

附則 (令和3年6月30日規程第4号)

この規程は、令和3年7月1日から施行する。ただし、別添3「並行輸入自動車審査要領」3.2.(4)、6.12.2.(1)及び(2)の改正規定は、令和3年6月30日から施行する。